

協議第103号

平成16年10月26日確認

各種事務事業の取扱い（農林水産関係）について

各種事務事業の取扱い（農林水産関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

平成16年10月26日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い (修正案)	調整の内容(案)	<p>1 生産調整関係</p> <p>(1) 各市町村単位に地域水田農業推進協議会を設ける。</p> <p>(2) 産地づくり交付金助成基準については、各々の推進協議会で決定する。</p> <p>(3) 新市単独交付金については、16年度からの国の米政策改革に対応するための新たな制度を設けて<u>18年度の1箇年とし</u>、19年度以降については、国の動向を見ながら、新たな制度を制定する。</p> <p>(4) 市単独交付金は、各地域の水田農業推進協議会へ交付する。</p> <p>2 農業集落排水事業</p> <p>(1) 農業集落排水事業については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 建設に係る市町村負担割合及び受益者負担割合については、合併前からの継続事業(新規受益者含む)は、該当事業が終了するまでの間は合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。</p> <p>なお、新市における新規事業の市町村負担割合及び受益者負担割合については、新市において調整する。</p> <p>(3) 使用料については、基本料金2,000円、人数割300円(消費税は除く)に一元化する方向で調整する。</p> <p>ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、合併後3年程度を目途に料金改定等についての検討を行うものとする。</p> <p>3 農林業基盤整備事業(国、県、市町村)</p> <p>(1) 合併前からの継続事業については、該当事業が終了するまでの間、合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。</p> <p>(2) 合併後の新規事業については、受益者負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整する。</p> <p>4 間伐関係事業</p> <p>(1) 国の補助事業については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 県単独補助事業についても、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>ただし、受益者負担率については、美杉村以外の地域は白山町の例により調整する。</p> <p>5 造林事業</p> <p>(1) 新市においても美杉村の例により、広葉樹植栽に対する支援を行うものとする。</p> <p>6 漁港整備事業</p> <p>(1) 漁港整備事業については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 県単事業については、合併後の受益者負担割合は以下の考え方を基本として調整する。</p> <p>ア 漁港、漁場基本施設等、受益者が不特定、かつ、公共が行うべきと認められるものは、受益者負担を求めない。</p> <p>イ 水産経営構造改善事業等、受益者が特定できるものについては受益者負担を求める。</p>
関係項目	農林水産関係		